

千葉県教育委員会告示第3号

千葉県公民館設置管理条例（昭和44年千葉県条例第23号）第14条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年12月23日

千葉県教育委員会

1 公民館の名称

千葉県花園公民館、千葉県幕張公民館、千葉県犢橋公民館、  
千葉県黒砂公民館、千葉県検見川公民館、千葉県松ヶ丘公民館、  
千葉県轟公民館、千葉県小中台公民館、千葉県更科公民館、  
千葉県稲毛公民館、千葉県生浜公民館、千葉県誉田公民館、  
千葉県新宿公民館、千葉県椎名公民館、千葉県土気公民館、  
千葉県宮崎公民館、千葉県葛城公民館、千葉県千城台公民館、  
千葉県末広公民館、千葉県白井公民館、千葉県椿森公民館、  
千葉県川戸公民館、千葉県花見川公民館、千葉県加曾利公民館、  
千葉県星久喜公民館、千葉県大宮公民館、千葉県千草台公民館、  
千葉県さつきが丘公民館、千葉県こてはし台公民館、  
千葉県草野公民館、千葉県幕張西公民館、千葉県みつわ台公民館、  
千葉県長作公民館、千葉県若松公民館、千葉県磯辺公民館、  
千葉県山王公民館、千葉県都賀公民館、千葉県緑が丘公民館、  
千葉県稲浜公民館、千葉県幸町公民館、千葉県朝日ヶ丘公民館、  
千葉県高浜公民館、千葉県越智公民館、千葉県幕張本郷公民館、  
千葉県桜木公民館、千葉県打瀬公民館、千葉県おゆみ野公民館

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

公益財団法人千葉県教育振興財団

理事長 飯田 正夫

千葉県中央区弁天3丁目7番7号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで